

食事ご利用の外来透析患者様

消費税増税に伴う食事料金値上げ変更による料金改定のお知らせ

拝啓

初秋の候、時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、ご存じのとおり令和元年10月より消費税が増税されることとなりましたが、食材料費や燃料費など諸物価が値上がりしております。当院といたしましては、消費税5%から8%への増税の際には経費の削減等により、料金据え置きとして企業努力をしてまいりましたが、不本意ながら料金の改定をお願いせざるを得ない状況となりました。

誠に申し訳ございませんが、下記のとおり消費税等の取扱いと食事料の改定をお願いする次第でございます。何卒、事情ご賢察の上、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

今後もよりよいサービスの提供を心がけ、地域の皆様に必要とされる病院を目指して参ります。ご理解とご協力のほど、宜しくお願ひ申し上げます。

敬具

記

○改定の実施時期－令和元年10月1日より

○食事料金（外来透析）1食につき

	旧料金	新料金
昼 食	450円（税込）	430円（税別）
夕 食	450円（税込）	430円（税別）

※新料金税込の場合は、473円／食となります。

以上

令和元年9月11日

医療法人春水会 山鹿中央病院

院長 原 晓生